

令和8年3月27日  
水管理・国土保全局水道事業課  
(上下水道審議官グループ)

## 水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル

～水道事業者等が PFOS 及び PFOA 対応で講ずべき行動手順を取りまとめました～

令和8年4月1日より、PFOS 及び PFOA が水道水の水質基準項目に追加されることを踏まえ、給水栓等で PFOS 及び PFOA が水質基準値を超過又はおそれが判明した場合の、水道事業者等がとりうる対応方法を整理しましたので公表します。

令和8年4月1日より、PFOS 及び PFOA が新たに水道水の水質基準項目に追加されます。これにより、水道事業者等に対して、PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施及び基準値を遵守する義務が課されます。

本マニュアルは、水質検査の結果など、給水栓等において、PFOS 及び PFOA が水質基準値を超過又はおそれが判明した場合の対応方法を整理し、水道事業者等が講ずべき具体的な行動手順を、「水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル」として取りまとめましたので公表します。

### 【添付資料】

(別添) 水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル

### 【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 水道事業課 (上下水道審議官グループ)

課長補佐 山口、計画係長 小林

代表：03-5253-8111 (内線34435)、直通：03-5253-8819

